

入札説明書

原子力発電環境整備機構が発注する「2021年度地層処分模型展示車の運行」に係る入札公告に基づく一般競争入札等については、別添「仕様書」に定めるほか、この入札説明書によるものとする。

1. 公告日 2021年4月22日（木）

2. 業務概要

- (1) 業務名 2021年度地層処分模型展示車の運行
- (2) 業務内容 仕様書のとおり
- (3) 履行期間 契約締結日～2022年3月31日（木）
- (4) 納入場所 原子力発電環境整備機構 広報部 教育支援グループ

3. 競争参加資格

次に掲げる資格を満たしている単体企業であること。

(1) 次の①から④に該当しない者であること。

① 契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者

② 審査の日前2年以内に、次のイ) からへ) までの掲げる行為をした者（法人である場合においては、その役員又は使用人であった者でその行為について相当の責任を有した者。個人である場合においては、その支配人、法定代理人、使用人であった者でその行為について相当の責任を有した者を含む。）

イ) 契約の履行に当たり故意に製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者

ロ) 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し若しくは不正の利益を得るため連合した者

ハ) 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者

ニ) 発注者が行う検査又は監督を妨げた者

ホ) 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者

ヘ) 機構の定める倫理規程の違反に関与した者

③ 経営状態が著しく不健全であると認められる者

④ 一般競争(指名競争)参加資格審査申請書若しくは添付書類中の重要な事項について虚偽の記載をし、又は重要な事実について記載をしなかった者

(2) 機構の2021・2022年度一般競争(指名競争)参加資格（物品・役務提供等）における業種区分「運送」又は「その他（役務提供）」において、「A」「B」「C」「D」等級の認定を受けている者であること。

(3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条に規定す

る暴力団員、暴力団関係者その他の反社会的勢力又はそれらの者との関与があると認められる者でないこと。

(4) 入札の時ににおいて、機構から指名停止を受けていないこと。

4. 担当箇所

〒108-0014

東京都港区芝四丁目1番23号 三田NNビル2階
原子力発電環境整備機構 総務部 経理・資材グループ
電話：03-6371-4022（ダイヤルイン）
mail：shizai@numo.or.jp

5. 入札説明書等に対する照会

上記4. 担当箇所に同じ

6. 入札の日時及び場所

- (1) 日 時 2021年5月20日（木）10時30分
(2) 場 所 原子力発電環境整備機構 会議室（三田NNビル2階）
電話：03-6371-4022（ダイヤルイン）

7. 入札方法等

- (1) 入札書は持参すること。
- (2) 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に消費税相当額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の消費税を除いた金額を入札書に記載すること。
- (3) 入札金額の「内訳書」（算定根拠）を併せて提出のこと。
- (4) 開札の結果、各人の入札のうち予定価格の制限に達した価格の入札書が無いときは、再度の入札を行う。

8. 入札保証金及び契約保証金

免 除

9. 入札の無効

入札公告に示した競争参加資格のない者のした入札、提出資料に虚偽の記載をした者のした入札、並びに別冊原子力発電環境整備機構入札心得において示した入札に関する条件等に違反した入札は無効とし、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には落札決定を取り消す。

10. 落札者の決定方法

原子力発電環境整備機構会計規程第23条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

1 1. 支払条件

検査後払い（毎月、一部出来高精算）

1 2. その他

- (1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 入札参加者は、別冊原子力発電環境整備機構入札心得及び別冊契約書案を熟読し、原子力発電環境整備機構入札心得を遵守すること。
- (3) 落札者との間で締結する契約が、別に定める「契約の公表に関する事務取扱要領」の公表要件に該当する場合には、契約の相手方の商号又は名称、契約金額等について原子力発電環境整備機構HPにて公表するものとする。
- (4) 本件入札に際して機構から提供された情報は、本件入札のためにのみ使用するものとし、他の目的のために使用することは認めない。
- (5) 再委託については、機構が再委託を承認した場合を除き原則禁止とする。再委託を行う際には、契約書の規定に基づき再委託承認申請手続きを行うこと。また、必要な事項について再委託先と書面により契約を締結し、再委託先の管理を徹底すること。詳しくは別紙「再委託の取扱いについて」を参照すること。

以 上

再委託の取扱いについて

1. 再委託の承認申請

- 再委託は、機構が再委託の必要を認めて承認した場合を除き原則禁止。

<再委託認定基準>

- 下記要件のいずれかを満たし、かつ受託者が総括管理し成果物を取りまとめる場合に、これを認める。
 - ①受託者が再委託した方が効率的である場合
 - ②受託者が再委託した方がコスト的に安価である場合
 - ③外注において、受託者が再委託した方が委託内容に高い知見を持った業者を選定してくれる場合
 - ④その他事情を勘案し、必要な場合

- 受託者は、上記の機構による再委託の承認を得る場合には、契約に基づき「再委託承認申請書」(契約書に添付の様式)を作成し、必要となる添付書類とともに機構に対し提出する必要がある。なお、「外注」の上限は委託費総額(消費税抜き)の50%とする。

<再委託の定義>

- 受託者以外の第三者への再委託については、発注内容の質により以下の通り「外注」「役務」の二つに区分する。

区分		概要	再委託の上限
再委託	外注	委託業務において、そのうちの主たる部分の一部を、業務の推進、評価、管理まで一括実施する能力を有する者に受託者が委託すること。	委託費総額(消費税除き)の50%
	役務	委託業務を遂行するために必要な事項のうち、単純作業の役務等を、業者に出し業務の効率的推進を図るもの。	

2. 契約上の留意事項

- 機構による承認後、受託者は契約を遵守するために必要な事項について再委託先と書面にて約定すること。

3. 再委託先の管理

- 受託者は、再委託先の行為について、全ての責任を負うこととし、再委託先の管理を徹底すること。

4. その他

- 機構では、意見交換会の参加者募集に係る事案を踏まえ再委託について厳正な取扱いを徹底することから、再委託を予定している場合は、契約書の「再委託」に関する条文をあらかじめ確認し遵守すること。

以上